

令和 7 年第 1 回鬼北町議会定例会

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）

○議事日程

令和 7 年 3 月 6 日午前 9 時開議

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 諸般の報告

日 程 第 3 議案第 20 号 令和 7 年度鬼北町一般会計予算について

日 程 第 4 議案第 21 号 令和 7 年度鬼北町用品調達特別会計予算について

日 程 第 5 議案第 22 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について

日 程 第 6 議案第 23 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について

日 程 第 7 議案第 24 号 令和 7 年度鬼北町介護保険特別会計予算について

日 程 第 8 議案第 25 号 令和 7 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日 程 第 9 議案第 26 号 令和 7 年度鬼北町水道事業会計予算について

日 程 第 10 議案第 27 号 令和 7 年度鬼北町病院事業会計予算について

日 程 第 11 議案第 28 号 令和 7 年度鬼北町下水道事業会計予算について

日 程 第 12 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○本日の会議に付した事件

日 程 第 3 議案第 20 号 令和 7 年度鬼北町一般会計予算について

日 程 第 4 議案第 21 号 令和 7 年度鬼北町用品調達特別会計予算について

日 程 第 5 議案第 22 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について

日 程 第 6 議案第 23 号 令和 7 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について

日 程 第 7 議案第 24 号 令和 7 年度鬼北町介護保険特別会計予算について

日 程 第 8 議案第 25 号 令和 7 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日 程 第 9 議案第 26 号 令和 7 年度鬼北町水道事業会計予算について

日 程 第 10 議案第 27 号 令和 7 年度鬼北町病院事業会計予算について

日程第 1 1 議案第 2 8 号 令和 7 年度鬼北町下水道事業会計予算について

日程第 1 2 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○出席議員（12名）

1 番 坂 本 一 仁	2 番 兵 頭 稔
3 番 高 橋 聖 子	4 番 中 山 定 則
5 番 山 本 博 士	6 番 赤 松 俊 二
7 番 松 下 純 次	8 番 芝 照 雄
9 番 福 原 良 夫	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 末 廣 啓	1 2 番 程 内 覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
危 機 管 理 課 長 東 英 範	町 民 生 活 課 長 善 家 直 邦
保 健 介 護 課 長 谷 口 美 穂	環 境 保 全 課 長 森 明
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	森 林 対 策 室 長 奥 藤 幸 利
建 設 課 長 佐 子 司	水 道 課 長 佐 子 司
日 吉 支 所 長 山 本 万 里	出 納 室 長 補 佐 稲 屋 浩 明
水 道 課 主 幹 二 宮 洋 之	教 育 長 行 定 洋 嗣
教 育 課 長 佐々木 健 次	農 業 委 員 会 会 長 谷 口 雄 記
農 業 委 員 会 事 務 局 長 奥 藤 幸 利	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 谷 口 清 美
代 表 監 査 委 員 田 中 清 志	

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めて、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりとします。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、4番、中山定則議員、5番、山本博士議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第20号、令和7年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第11、議案第28号、令和7年度鬼北町下水道事業会計予算についてまで、以上9件を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第20号、令和7年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第11、議案第28号、令和7年度鬼北町下水道事業会計予算についてまで、以上9件を一括議題とし、提案理由の説明を受けた後、総括質疑とすることに決定しました。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

令和7年度当初予算の提案に当たりまして、日程第3、議案第20号から、日程第11、議案第28号までの令和7年度一般会計及び特別会計、並びに、企業会計につきまして、基本的な予算編成の考え方について説明いたします。

令和7年度当初予算につきましては、4月13日に町長選挙を控えております関係上、予算編成に当たりましては、人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費、毎年度継続的に発生する経常的な経費、補助採択予定の補助事業に係る経費、並びに、投資的経費や補助金など政策的なものでありましても、住民の皆さんの生活、安全確保、各種団体の活動等に支障を及ぼさないように、年度当初に措置する必要がある経費などを基本として計上いたしております。

今後の追加財政需要に必要な財源にも配慮しつつ、特定財源や地方債等を効果的に活用するなど、必要な財源対策を図ったところであります。

また、特別会計につきましては、骨格予算にいたしますと、事務事業執行上に問題が生じる可能性がありますので、継続事業である投資的経費を含めまして、今回、当初予算として年間予算の計上を行ったところであります。

なお、新規事業などの政策的な予算につきましては、町長選挙後、6月の定例会に提案させていただくこととなると考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

令和7年度予算のうち、一般会計につきましては総務財政課長が、特別会計及び企業会計につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、お手元にお配りしておりますA3縦、5枚ものになりますが、令和7年度予算の概要という資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

私のほうからは、一般会計の概要について御説明を申し上げます。

1 番の予算総括表の一番上、一般会計となりますが、Aの列、令和7年度当初予算

額 75 億 1,960 万円で、令和 6 年度当初予算と比較いたしますと、9 億 2,040 万円の減、率にしまして 10.9%の減となっております。これは令和 7 年 4 月 13 日に町長選挙を控えておりますことから、骨格予算としているために減となったものでございます。

次に、歳出について説明いたしますので、資料の 4 ページを御覧ください。

説明については、各項ごとに説明をさせていただきます。

まず、第 1 款、議会費ですけれども、予算 6,215 万 6,000 円、前年比で 42 万 8,000 円、0.7%の減となっております。この項には、議会活動に係る経費を計上しております。

続いて、2 款、総務費ですけれども、1 項、総務管理費、予算額 12 億 7,474 万 6,000 円、前年比で 2 億 4,580 万 4,000 円、16.2%の減となっております。減となりました主な要因といたしましては、6 年度にありました携帯電話等エリア整備事業の減によるものであります。この項には、主に町長、副町長、企画振興課、総務財政課、日吉支所、出納室職員の人件費及び総務管理に係る事務経費、並びに、宇和島地区広域事務組合負担金などを計上しております。

続いて、2 項、徴税費、予算額 8,487 万 3,000 円、前年比で 1,119 万 9,000 円、15.2%の増となっております。増の主な要因は、税務総務費の不動産鑑定委託料によるものです。この項には、主に町民生活課税務事務に従事する職員の人件費及び事務的経費等を計上しております。

続いて、3 項、戸籍住民基本台帳費、予算額 4,885 万 6,000 円、前年比で 3,472 万 1,000 円、41.5%の減でございます。減となりました主な要因は、証明書類コンビニ交付、書かない窓口に係る電算システム改修委託料、機械器具費の減等によるものであります。この項には、主に町民生活課戸籍部門の職員の人件費及び事務的経費を計上しております。

続きまして、4 項、選挙費、予算額 4,437 万 8,000 円、前年比で 3,804 万 2,000 円、600.4%の増であります。増となりました要因は、町長選挙及び町議会議員選挙費及び参議院議員選挙費の増によるものであります。この項は、選挙管理委員会職員の人件費並びに選挙に係る事務的経費を計上しております。

5 項、統計調査費、予算額 615 万 1,000 円、前年比 271 万 1,000 円、78.8%の増であります。増の主な要因は、5 年ごとに行われます、国勢調査に係る経費の増であります。この項には、基幹統計調査に係る経費を計上しております。

続きまして、6 項、監査委員費、予算額 133 万 5,000 円、この項は、監査委

員活動に係る経費を計上しております。

続きまして、3款に入りまして、1項、社会福祉費、予算額12億9,431万円、前年比で478万3,000円、0.4%の増でございます。増の要因といたしましては、障がい者自立支援事業費の増によるものです。この項には、主に町民生活課年金部門及び保健部門を除いた保健介護課職員の人件費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金、老人福祉、障害福祉に係る経費並びに後期高齢者医療対策に係る経費などを計上しております。

続きまして、2項、児童福祉費、予算額7億2,313万5,000円、前年比で4億9,247万4,000円、40.5%の減であります。減となりました主な要因は、認定こども園ゆづこの改築に係る経費が減になったものであります。この項には、主に町民生活課児童福祉部門職員の人件費及び保育所運営に係る経費、児童手当などを計上しております。

続きまして、3項、災害救助費については、座の設定としております。

続きまして、4款、衛生費、1項の保健衛生費、予算額6億3,551万9,000円、前年比で1,082万1,000円、1.7%の増であります。増の要因といたしましては、病院事業会計負担金の増によるものです。この項には、主に保健介護課保健部門職員の人件費、健康診断等健康づくり推進費、予防接種委託料、生活環境費、診療所特別会計繰出金、病院事業会計、水道事業会計に係る負担金及び補助金など、保健衛生に係る経費を計上しております。

2項の清掃費、予算額1億8,875万9,000円、前年比で337万8,000円、1.8%の増であります。増の要因は、町指定ごみ袋経費の増によるものであります。この項には、主にじんかい処理費及びし尿処理運搬委託料などを計上しております。

続きまして、5款、農林水産業費、1項、農業費、予算額4億228万4,000円、前年比で9,882万9,000円、19.7%の減であります。減の要因といたしましては、ジビエ施設整備に係る経費が減になったものです。この項には、主に農業委員会及び農林課農政部門職員の人件費、農業振興に係る経費、下水道事業会計への負担金、補助金などを計上しております。

2項、林業費、予算額2億7,962万6,000円、前年比で3,973万4,000円、12.4%の減であります。減の要因としましては、農業振興費に係る町単独補助金につきまして、骨格予算のため、当初未計上としたことによるものであります。この項には、主に農林課林業部門職員の人件費、林業振興、林道開設等に係る経費を

計上しております。

3 項、水産業費、予算額 9 6 万 8, 0 0 0 円は、前年度同額としております。

続きまして、6 款、商工費、1 項、商工費、予算額 9, 9 3 1 万 2, 0 0 0 円、前年比 1 億 5 0 8 万 3, 0 0 0 円、4 0. 4 % の減であります。減となりました要因は、成川溪谷休養センターの施設改修工事費の減及び商工振興費、観光費の町単独補助金について、骨格予算のため、当初未計上としたことによるものです。この項は、主に企画振興課商工観光部門の職員の人件費及び商工会等支援補助金などの商工振興に係る経費及び節安ふれあいの森事業費、成川溪谷休養センター費など、観光促進に係る経費を計上しております。

続きまして、7 款、土木費、1 項、土木管理費、予算額 6, 2 0 7 万 5, 0 0 0 円、前年度比 2 4 6 万 5, 0 0 0 円、3. 8 % の減であります。減となりました主な要因は、県土木建設事業負担金等の減によるものであります。この項には、主に建設課職員の人件費及び土木総務に係る経費を計上しております。

続きまして、2 項、道路橋りょう費、予算額 3 億 3, 9 0 3 万 9, 0 0 0 円、前年度比で 3 8 万 5, 0 0 0 円、0. 1 % の減、前年とほぼ同額を計上しております。この項には、主に道路・橋りょうの維持費及び新設改良費を計上しております。

3 項、河川費、予算額 5, 6 1 3 万 8, 0 0 0 円、前年比 4, 1 7 9 万円、4 2. 7 % の減であります。減の主な要因は、がけ崩れ防災対策工事の箇所数が、5 地区から 3 地区に減になったことによるものです。この項は、主にがけ崩れ防災対策事業など、砂防に係る経費を計上しております。

続いて、4 項、都市計画費、予算額 5, 2 5 5 万 1, 0 0 0 円、前年度比で 1, 3 1 3 万 2, 0 0 0 円、1 3. 9 % の減となっております。減の主な要因は、鬼北総合公園長寿命化計画策定委託料が減になったことによるものです。この項は、主に都市計画に係る経費、鬼北総合公園に係る経費を計上しております。

続いて、5 項、住宅費、予算額 1, 7 8 8 万 7, 0 0 0 円、前年度比で 4 6 万 9, 0 0 0 円、2. 7 % の増、前年ほぼ同額を計上しております。この項には、主に町営住宅管理に係る経常的経費などを計上しております。

続いて、8 款、消防費、1 項、消防費、予算額 9, 4 1 3 万 7, 0 0 0 円、前年度比で 4 3 4 万 1, 0 0 0 円、4. 4 % の減としております。減の主な要因は、消防団員の定数について改正されたことによるものです。この項には、主に消防団活動に係る経費などを計上しております。

続いて、9 款、教育費、1 項、教育総務費、予算額 8, 6 4 0 万 8, 0 0 0 円、前年

度比992万2,000円、13.0%の増であります。増の主な要因は、1号認定の児童に係る教育負担金の増によるものです。この項の主なものは、教育長及び学校教育係職員の人件費及び外国語指導助手報酬など、国際交流事業に係る経費を計上しております。

続いて、2項、小学校費、予算額1億7,389万円、前年度比433万3,000円、2.6%の増であります。増の主な要因は、義務教育教材備品、GIGAスクール端末等の増によるものであります。この項には、小学校の管理及び教育振興に係る経費を計上しております。

3項、中学校費、予算額1億2万円、前年度比で2,919万6,000円、41.2%の増であります。増の要因は、小学校費と同じく、義務教育教材備品、GIGAスクール端末更新等の増によるものであります。この項には、中学校の管理及び教育振興に係る経費を計上しております。

4項、社会教育費、予算額2億332万2,000円、前年度比2,481万7,000円、10.9%の減となっております。減の主な要因としましては、明星ヶ丘施設及び等妙寺旧境内の整備事業費の減によるものです。この項には、主に社会教育公民館部門職員の人件費及び社会教育に係る経費を計上しております。

5項、保健体育費、予算額9,675万2,000円、前年度比1,328万円、12.1%の減であります。減の主な要因は、保健体育施設整備工事請負費の減によるものです。この項には、主に社会体育の推進に係る経常的な経費、給食センター及び海洋センター運営に係る経費などを計上しております。

続きまして、10款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、予算額21万2,000円、前年度比180万円、89.5%の減であります。減の主な要因は、農地農業用施設災害復旧事業費補助金の減によるものです。

2項、公共土木施設災害復旧費、予算額33万5,000円は、前年同額、座の設定であります。

11款、公債費、1項、公債費、予算額10億5,040万4,000円、前年度比2,661万5,000円、2.6%の増であります。増の主な要因としましては、令和6年度に借り入れました過疎債の利子の償還の開始による増であります。

12款、諸支出金につきましては、座の設定としております。

13款、1項の予備費としまして4,000万円、前年同額を計上しております。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、資料の3ページを御覧ください。

1款の町税、全体としまして、予算額9億923万9,000円、前年度比で65

万6,000円、0.1%の減を見込んでおります。

2款の地方譲与税から9款、地方特例交付金までにつきましては、国の地方財政計画に基づき計上しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

10款、地方交付税、予算額39億8,220万円、前年度比1億240万円、2.6%の増を見込んでおります。

11款、交通安全対策特別交付金につきましても、国の地方財政計画に基づき計上をしております。

12款、分担金及び負担金、予算額4,319万9,000円、前年度比414万円、8.7%の減となっております。

13款、使用料及び手数料につきましては、予算額1億4,838万3,000円で、前年度比411万円、2.7%の減としております。

14款、国庫支出金、予算額5億8,216万9,000円、前年度比で5,108万3,000円、9.6%の増となっておりますが、増の主な要因は、児童手当国庫負担金の増によるものであります。

15款、県支出金、予算額4億5,888万9,000円、前年度比で1,736万4,000円、3.6%の減となっております。減となった主な要因は、崖崩れ防災対策事業費県補助金の減によるものであります。

16款、財産収入、予算額3,967万7,000円、前年度比で1,256万4,000円、46.3%の増であります。増となった主な要因は、立木売却代金の増によるものであります。

17款、寄附金、予算額7,009万円、前年度比で2,031万9,000円、22.5%の減となっております。減となった主な要因は、ふるさと納税寄附金の減によるものです。

続きまして、18款、繰入金、予算額2億6,826万6,000円、前年度比で2億6,554万7,000円、49.7%の減であります。減となった主な要因は、財政調整基金とりくずしの額の減によるものであります。

続いて、19款、繰越金につきましては、前年度同額3,000万円を計上しております。

20款、諸収入、予算額1億1,645万円、前年度比で3,579万5,000円、23.5%の減、減となった主な要因は、スポーツ振興くじ助成金の減によるものであります。

21款、町債、予算額4億2,840万円、前年度比で7億5,716万5,000

円、63.9%の減であります。減となりました主な要因は、ゆずっこの改修事業に係る減によるものでございます。

以上が歳入の概要となります。

あと、資料5ページのほうには、歳入につきまして、自主財源、依存財源に分けた表を載せております。

下段、歳出につきましては、性質別に分けております。義務的経費、經常経費、投資的経費、その他というふうに分けておりますが、經常経費の割合は、全体の31.8%、それから、投資的経費の割合は9.9%となっております。その他につきましては、お目通しお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○出納室長補佐（稲屋浩明君）

それでは、議案第21号、令和7年度鬼北町用品調達特別会計予算について御説明いたします。

用品調達特別会計予算の予算書第1表、歳入歳出予算の歳出から御説明いたします。2ページをお開きください。

1款、1項、用品調達費は、各課で使用する封筒、コピー用紙など、事務用品の購入費であり、642万1,000円を計上いたしております。

続きまして、2款、1項、文書作業費は、コピー用紙、インクなどの消耗品、本庁及び出先の印刷機器の借り上げ料であり、880万1,000円を計上いたしております。

続いて、3款、1項、諸費は、本会計の収益金として、一般会計へ繰り出すものであり、48万円を計上しております。

4款、1項、予備費につきましては、10万円を計上しております。

続いて、歳入について御説明いたします。前の1ページにお戻りください。

1款、1項、用品調達収入については、購入物品の販売収入699万1,000円を計上いたしております。

2款、1項、文書作業収入につきましては、コピー印刷代による収入880万1,000円を計上いたしております。

3款、1項、繰越金は、座の設定として1万円を計上いたしております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1,580万2,000円を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第２２号、令和７年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。

初めに、第１表、歳入歳出予算の歳出から説明をいたしますので、予算書２ページを御覧ください。

１款、１項、総務管理費は、人件費や運営費などの事務的経費で、２,７６８万３,０００円を計上するものです。

次に、同款、２項、徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費として１９万１,０００円を、同款、３項、運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の開催等に係る経費として２３万円を計上するものです。

続いて、２款、１項、療養諸費は、被保険者の医療費審査支払手数料等の費用で、７億８,１７８万４,０００円を計上するものです。

同款、２項、高額療養費は、医療費が自己負担限度額を超えた場合に支払われるもので、１億１,７７０万６,０００円を計上するものです。

次に、同款、３項、移送費は、１１万円は座の設定です。

続いて、同款、４項、出産育児諸費は、出産育児一時金２５０万円を、同款、５項、葬祭諸費は４５万円を計上するものです。

次に、３款、１項、医療給付費分、同款、２項、後期高齢者支援金等分、同款、３項、介護納付金分は、愛媛県に支払う納付金で、総額２億１,９１９万円を計上するものです。

続いて、４款、１項、共同事業拠出金に１,０００円を、５款、１項、財政安定化基金拠出金に１０万円をそれぞれ座の設定として計上するものです。

続きまして、３ページ、６款、１項、特定健康診査等事業費は、４０歳以上の特定健康診査に要する経費で、２,７３１万円を計上するものです。

次に、同款、２項、保健事業費は、レセプト点検業務及びがん検診事業等の保健活動に係る経費で、１,６５５万８,０００円を計上するものです。

続いて、７款、１項、基金積立金は、財政調整基金へ利子相当額を積み立てるもので２９万１,０００円を、８款、１項、公債費は、一時借入金利子１万円をそれぞれ座の設定として計上するものです。

９款、１項、償還金及び還付加算金は、被保険者に還付する保険料及び還付加算金として１００万３,０００円を、同款、２項、直営診療所勘定繰出金は、へき地診療所の運営に対する国の交付金を国保特別会計を通して診療所特別会計へ繰り出すもの

で、1,021万円を計上するものです。

次に、10款、1項は、予備費として200万円計上するものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、予算書1ページを御覧ください。

1款、1項、国民健康保険税は、被保険者から徴収する保険税で、1億5,101万円を計上するものです。

次に、2款、1項、手数料は、国民健康保険税の督促手数料として10万円を計上するものです。

続いて、3款、1項、国庫補助金は、座の設定として2,000円を計上するものです。

4款、1項、県補助金は、保険給付費に充てる普通交付金及び保健事業と国保診療所の運営費に充てる特別交付金等を総額9億3,853万6,000円を、同款、2項、財政安定化基金交付金は、座の設定として10万円を計上するものです。

次に、5款、1項、財産運用収入は、財政調整基金の運用利子分で、29万1,000円を計上するものです。

続いて、6款、1項、他会計繰入金は、人件費及び保険税の軽減分等に係る一般会計からの繰入金で1億531万2,000円を、同款、2項、基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金として907万2,000円を計上するものです。

次に、7款、1項、繰越金は、前年度繰越金で座の設定として10万円を計上しています。

続いて、8款、1項、延滞金・加算金及び過料は、90万3,000円を、同款、2項、受託事業収入は、座の設定として5万円を、同款、3項、雑入は、主に交通事故等の損害賠償金等の220万1,000円を計上するものです。

以上、歳入合計、歳出合計ともに12億767万7,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第23号、令和7年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について説明いたします。

はじめに、第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、2ページを御覧ください。

1款、1項、施設管理費は、診療所職員の人件費等の事務費で、8,832万9,000円を、同款、2項、研究研修費は、医師、看護師の研修費用として51万5,000円を計上するものです。

次に、2款、1項、医業費は、主に医療用機械器具費、薬品等の衛生材料費で、6,112万4,000円を計上するものです。

続いて、3款、1項、施設整備費は、診療所及び医師住宅の維持管理に係る経費で、151万円を計上するものです。

4款、1項、公債費は、長期債の償還金で、69万3,000円を、5款、1項は、予備費として100万円を計上するものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

1款、1項、外来収入は、診療報酬等の収入で、8,678万4,000円を、同款、2項、その他の診療収入は、検査収入等の収入で、749万9,000円を計上するものです。

次に、2款、1項、使用料は、往診時の自動車使用料として38万4,000円を、同款、2項、手数料は、診断書の文書料として69万8,000円を計上するものです。

3款、1項、財産売払収入は、1,000円を計上するもので、座の設定です。

続いて、4款、1項、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、4,378万7,000円を、同款、2項、事業勘定繰入金は、僻地診療所の運営費交付金として、国民健康保険特別会計から繰り入れするもので、1,021万円を計上するものです。

5款、1項、繰越金は、前年度繰越金を座の設定として10万円を、6款、1項、雑入は、薬剤の容器代、ガーゼ代等の収入で、10万8,000円をそれぞれ計上するものです。

次に、7款、1項、町債は、解析付心電計の備品整備購入費で、診療機器整備事業債で360万円を予算計上するものです。

以上、歳入合計、歳出合計ともに1億5,317万1,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第27号、令和7年度鬼北町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳出のほうから説明いたしますので、3ページをお開きください。

1款、1項、総務管理費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、介護保険事業運営に係る経費1,842万7,000円を、2項、徴収費につきましては、賦課徴収に係る経常的経費として80万9,000円を、3項、介護認定審査会費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、介護認定審査会

及び認定調査に係る経費として2,586万3,000円を、4項、運営協議会費につきましては、運営協議会等に係る経費として11万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、2款、1項、介護サービス等諸費につきましては、要介護者に係る居宅介護、施設介護等のサービス給付費として13億4,060万4,000円を、2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に係る介護予防サービス給付費等として4,984万3,000円を、3項、その他諸費につきましては、審査支払い及び共同処理費手数料として169万4,000円を、4項、高額介護サービス等費につきましては、高額介護及び高額介護予防サービス費として3,270万円を、5項、高額医療合算介護サービス等費につきましては、高額医療高額介護合算制度に係る経費として410万円を、6項、特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者に対する居住費、食費の保険給付費として4,020万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、3款、1項、一般介護予防事業費として289万3,000円を、2項、包括的支援任意事業費につきましては、職員の人件費のほか、家族介護支援事業費等に係る経費として4,651万2,000円を、3項、介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護予防の居宅サービス等保険給付費に係る経費として5,170万円を計上しております。

4項、その他諸費につきましては、審査支払手数料として17万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、4款、1項、基金積立金につきましては、介護給付費準備基金利子の積立金として49万円を計上いたしております。

4ページに移りまして、5款、1項、償還金及び還付加算金につきましては、30万2,000円を計上いたしております。

次に、6款、1項、予備費につきましては、2,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1ページにお戻りください。

1款、1項、介護保険料につきましては、第1号被保険者介護保険料として2億4,437万1,000円を計上いたしております。

次に、2款、1項、負担金につきましては、介護認定審査会共同設置負担金及び介護予防サービス等諸費負担金として293万7,000円を計上するものです。

次に、3款、1項、手数料につきましては、介護保険料に係る督促手数料として3

万1,000円を計上いたしております。

次に、4款、1項、国庫負担金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費国庫負担金として2億6,542万円を、2項、国庫補助金につきましては、介護保険調整交付金及び地域支援事業費国庫交付金として1億7,274万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、5款、1項、支払基金交付金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費交付金等として4億1,140万4,000円を計上いたしております。

次に、6款、1項、県負担金につきましては、保険給付費等に係る介護給付費県負担金として2億1,998万8,000円を、2項、県補助金につきましては、地域支援事業費県補助金として1,330万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、7款、1項、財産運用収入につきましては、介護給付費準備基金利子として49万円を計上いたしております。

次に、8款、1項、一般会計繰入金につきましては、介護給付費一般会計繰入金、事務費一般会計繰入金等として2億7,112万9,000円を計上いたしております。

2項、基金繰入金につきましては、介護給付費等準備基金繰入金として4,753万5,000円を計上いたしております。

2ページをお開きください。

9款、1項、繰越金につきましては、座の設定として1,000円を計上いたしております。

次に、10款、1項、延滞金・加算金及び過料につきましては、5万1,000円を、2項、雑入につきましては、2万2,000円をそれぞれ計上いたしております。いずれも座の設定としております。

以上、歳入合計、歳出合計ともに16億4,142万8,000円を計上するものがあります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第25号、令和7年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について御説明をいたします。

はじめに、第1表、歳入歳出予算の歳出から説明いたしますので、予算書2ページをお開きください。

1款、1項、総務管理費は、人件費などの事務的経費で、738万3,000円を計上するものです。

次に、同款、2項、徴収費は、保険料徴収に係る経費で、2万1,000円を計上するものです。

続いて、2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は、2億1,087万3,000円を計上するもので、これは愛媛県後期高齢者医療広域連合の事業実施に伴う事務的な経費及び徴収した保険料等を広域連合へ納付するものです。

3款、1項、償還金及び還付加算金は、20万1,000円を計上するもので、これは過年度保険料の過誤納付等が生じた場合に還付するものであります。

次に、4款、1項、予備費は、10万円を計上するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。

1款、1項、後期高齢者医療保険料は、被保険者から徴収する保険料として1億3,210万8,000円を計上するものです。

次に、2款、1項、手数料は、督促手数料2万円を計上するものです。

続いて、3款、1項、一般会計繰入金は、事務費及び保険料軽減分の町負担分として8,624万5,000円を計上するものです。

4款、1項、繰越金は、前年度繰越金で1,000円を計上しており、座の設定であります。

次に、5款、1項、延滞金・加算金及び過料は、座の設定として2,000円を、同款、2項、償還金及び還付加算金は、広域連合に支払った保険料の還付金等で20万1,000円を、同款、3項、雑入は、座の設定として1,000円を計上するものであります。

以上、歳入合計、歳出合計ともに2億1,857万8,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

それでは、議案第26号、令和7年度鬼北町水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、第1款、水道事業収益の予定額を4億118万円とするものです。

第1項、営業収益は、主に水道料金でありまして、2億6,191万3,000円を計上しております。

第2項、営業外収益1億3,924万7,000円につきましては、一般会計からの補助金、長期前受金戻入れ等を計上するものであります。

第3項、特別利益は、2万円を計上しております。

支出につきましては、第1款、水道事業費用の予定額を3億7,730万7,000円とするものです。

第1項、営業費用は、水道施設の管理等に要する経費として3億2,971万1,000円を計上しております。

第2項、営業外費用4,639万6,000円につきましては、企業債の支払い利息等を計上するものであります。

第3項、特別損失は20万円、第4項、予備費は100万円をそれぞれ計上しております。

2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでありまして、収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を2億3,395万円とするものです。

第1項、企業債は、1億1,780万円を計上しております。

第2項、国庫支出金は、1,712万8,000円を計上しております。

第3項、県支出金の1万円については、座の設定でございます。

第4項、他会計負担金9,800万円につきましては、一般会計からの負担金を計上するものであります。

第5項、工事負担金は、施設負担金として101万2,000円を計上しております。

支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を4億452万8,000円とするものです。

第1項、建設改良費は、水道施設の整備に要する経費として1億8,791万6,000円を計上しております。

第2項、企業債償還金は、2億1,661万2,000円を計上するものです。

なお、当年度資本的収入額が、資本的支出に対し不足する額1億7,057万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第27号、令和7年度鬼北町病院事業会計予算について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

本会議では、第3条及び第4条についての説明とさせていただきます。

4 ページをお開きください。

まず、第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでありまして、収入につきましては、第1款、病院事業収益の予定額を10億1,191万6,000円とするものであります。

第1項、医業収益7億477万9,000円につきましては、主に入院収益と外来収益を計上するものであります。

第2項、医業外収益2億7,503万6,000円につきましては、他会計からの負担金と長期前受金戻入の収益等を計上するものであります。

第3項、附帯事業費収益3,200万円につきましては、訪問看護ステーション収益を計上いたしております。

第4項、特別利益10万1,000円につきましては、座の設定といたしております。

5 ページをお開きください。

次に、支出につきましては、第1款、病院事業費用の予定額を10億1,059万9,000円とするものであります。

第1項、医業費用につきましては、病院事業の運営に要する経費といたしまして、9億6,865万1,000円を計上いたしております。

第2項、医業外費用につきましては、企業債等の利息及び雑損失の費用として774万7,000円を計上いたしております。

第3項、附帯事業費は、訪問看護等報酬交付金として3,200万円を計上いたしております。

第4項、特別損失20万1,000円につきましては、座の設定といたしております。

第5項、予備費につきましては、200万円を計上いたしております。

2 ページに移りまして、第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

まず、収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を1億2,581万4,000円とするものであります。

第1項、企業債につきましては、施設及び医療機器整備に係る企業債として3,240万円を計上しております。

第2項、他会計負担金につきましては、一般会計からの負担金として3,841万4,000円を計上しております。

第3項、補助金5,500万円につきましては、医療機器整備に係る国庫補助金を計上いたしております。

次に、支出につきましては、第1款、資本的支出の予定額を1億6,468万1,000円とするものであります。

第1項、建設改良費につきましては、施設整備に係る工事請負費として545万9,000円を計上しております。

第2項、固定資産購入費につきましては、医療及び施設機器購入費として8,239万3,000円を計上しております。

第3項、企業債償還金につきましては、7,682万9,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,886万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,886万7,000円で補填する予定であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長（森 明君）

それでは、議案第28号、令和7年度鬼北町下水道会計予算につきまして説明をいたします。

1ページを御覧ください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、下水道事業収益の予定額を2億2,527万6,000円とするものであります。

第1項、営業収益につきましては、主に下水道使用料でありまして、6,029万4,000円を計上しております。

第2項、営業外収益1億6,498万2,000円は、長期前受金の戻入れ等を計上しております。

続きまして、支出につきまして、第1款、下水道事業費用の予定額を2億2,527万6,000円とするものであります。

第1項、営業費用は、下水道施設の管理に要する経費といたしまして、2億1,578万3,000円を計上しております。

第2項、営業外費用764万3,000円は、企業債の支払い利息等を計上するも

のであります。

第3項、予備費は、185万円を計上しております。

2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入・支出の予定額を定めるものでございます。

収入につきましては、第1款、資本的収入の予定額を8,281万2,000円とするものでございます。

第1項、企業債は、1,620万円を計上しております。

第2項、補助金1,780万2,000円は、建設改良費の伴う国・県や町からの補助金を計上しております。

第3項、負担金等の4,877万円は、一般会計からの負担金等を計上しております。

続きまして、支出につきまして、第1款、資本的支出の予定額を8,277万5,000円とするものであります。

第1項、建設改良費4,428万5,000円は、主に公共浄化槽の整備に要する経費を計上しております。

第2項、企業債償還金は、3,819万円を計上しております。

第3項、予備費は、30万円を計上しています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから総括質疑を行います。

新年度の予算につきましては、この後、予算常任委員会に審査を付託する予定です。

したがって、総括質疑につきましては、説明のありました予算の概要に関する範囲にとどめていただきたいと思います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第3、議案第20号、令和7年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第11、議案第28号、令和7年度鬼北町下水道事業会計予算についてまでの以上9件は、

予算常任委員会に審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 20 号、令和 7 年度鬼北町一般会計予算についてから、日程第 11、議案第 28 号、令和 7 年度鬼北町下水道事業会計予算についてまでの以上 9 件は、予算常任委員会に審査を付託することに決定をしました。

日程第 12、諮問第 1 号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 12、諮問第 1 号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

鬼北町人権擁護委員、伊勢本恵委員が、令和 7 年 1 月 31 日をもって辞任されたため、新任として入田治代氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦いたします委員は、住所、鬼北町大字上大野 492 番地。氏名、入田治代。生年月日、昭和 43 年 7 月 30 日生まれであります。

入田治代氏は、現在、鬼北町保健推進委員として健康に関する正しい知識の普及等を通し、地域と行政をつなぐ橋渡し役として活躍されており、その経験を十分に生かしながら様々な人権相談に対応されるものと認識しております。

以上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから諮問第1号、鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

入田治代君を候補者として推薦することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、入田治代君を推薦することに決定をしました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、明日から18日までの12日間休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、明日から18日までの12日間は休会することに決定しました。

なお、3月19日は、定刻に会議を開きます。

次に、休会中の予算常任委員会の審査日程について、予算常任委員会委員長から議長宛てに通知がありましたので、お知らせをいたします。

予算常任委員会は、3月10日、11日の2日間、いずれも午前9時から議場で開催されます。

本日は、これをもって延会をします。

○副議長(末廣 啓君)

起立願います。

礼。

(午前10時04分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 4 番）

鬼北町議会議員（ 5 番）